

休日保育のご案内

「休日保育」は、保護者の就労などにより、日曜日や祝日に家庭で保育ができない時に、お子さまを保育施設でお預かりする事業です。
(利用にあたり事前に利用申請が必要となります。)

対象児童 (①または②に該当し かつ③に該当すること)	①別府市内に居住し、認可保育所・認定こども園(2号・3号)・地域型保育事業を利用中であること ②別府市外に居住し、別府市内の認可保育所・認定こども園(2号・3号)を利用中であること ③保育給付認定(2号・3号)を受けており、保育給付認定と同じ理由で日曜日・祝日にも保育を必要とすること
保育を行う休日等	日曜日・祝日 ※年未年始(12月29日～1月3日)を除く
利用する際の 手続き	年度ごとに事前の利用登録が必要です。 以下の書類を利用希望の休日保育実施施設へ提出してください。 ・「休日保育利用登録申請書」 ・「休日就労(予定)証明(申告書)」(利用する理由が「就労」の場合) ※利用方法など手続きの詳細は裏面をご確認ください。 ※提出書類は、別府市子育て支援課および別府市内の認可保育所・認定こども園でお受け取りになれるほか、別府市公式ホームページからダウンロードできます。
利用料	毎月の保育料・利用者負担額に含まれるため、利用料はかかりません。 (時間外保育料が別途必要な場合があります)
持ち物	給食は施設で準備します。 ※その他の持ち物は利用する休日保育実施施設に確認してください。

《休日保育実施施設一覧》

施設名	もちがはまこども園	別府あいむ保育園
所在地	別府市餅ヶ浜町2番6号	別府市石垣東10丁目1番20号 ホテルサンバリーアネックス5F
電話番号	0977-24-5178	0977-22-1625
利用時間	午前8時～午後6時	午前8時～午後6時30分
主な利用条件等	1歳児以上クラスに通っている児童	他園児の利用は午前9時から

【ご利用の手順】

事前登録

「休日保育利用登録申請書」「休日就労(予定)証明(申告書)」(利用する理由が「就労」の場合)に必要な事項を記入のうえ、利用希望の休日保育実施施設に提出してください。

※初めての利用登録申請の場合は、お子さまの様子をお伺いしますので、原則お子さま同伴での面談を実施します。

利用申込

利用希望の施設に空き状況などを確認し、利用希望日の属する月の前月の20日から利用希望日の3日前までに休日保育実施施設へ直接お申込みください。

注1

注2

利用希望者が多数のときは、利用希望者の状況を踏まえ、休日保育実施施設が利用者を決定します。

利 用

休日保育を利用した場合は、週7日の保育利用とならないよう、代替休日として平日利用施設への登園をお休みしてください。(祝日利用の場合は日曜日を代替休日とする可)

代替休日は、保護者の仕事などの休日に合わせて、休日保育利用日の前後6日以内で取得することとしますが、万が一取得が困難な場合は、平日利用施設へご相談ください。

注1 休日保育の実施日や利用申込みの受付方法は、休日保育実施施設により異なります。各施設の状況については、個別に休日保育実施施設へご確認ください。

注2 他の利用希望者の申込み状況によって、利用できない場合があります。

利用に関する注意事項

※利用希望者は必ずお読みください！

- ★ 休日保育実施施設への利用申込みは、利用が必要となってから行ってください。また、利用することが決まった後に、休日保育を利用しなくなった場合は、必ず休日保育実施施設へご連絡ください。
(例:お子さまの病気によるとき、休日の勤務がなくなったとき など)
- ★ 休日保育実施施設と平日利用施設との間で、利用者の保育給付認定や代替休日の状況について確認を行う場合や、仕事を理由にした利用などでは、勤務先へ勤務状況の確認を行う場合があります。
- ★ 虚偽の勤務状況に基づく利用など、不正・悪質と判断される利用があった場合、原則として以後の休日保育の利用は認められません。

☎ お問合せ先

別府市
子育て支援課 保育支援係

〒874-8511 別府市上野口町1番 15号
TEL 0977-21-3099